



県 章

滋賀県公報

平成 15 年 (2003 年)
6 月 16 日
第 2194 号
月 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (レイカディア推進課)	579
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課)	579
大気環境負荷低減計画の公表公告 (環境管理課)	580
変更後の大気環境負荷低減計画の公表公告 (環境管理課)	581
公募型指名競争入札公告 (下水道計画課)	581
○ 正 誤	

告 示

滋賀県告示 第 344 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 15 年 6 月 16 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービ スの 種 類	指 定 年 月 日	介 護 保 険 事業所番号
南郷グループ ホーム ほた る	大津市南郷一丁 目 7 番 21 号	有限会社かねだ 代表取締役 金田 照子	大津市南郷一丁 目 7 番 21 号	痴呆対応 型共同生 活介護	平成 15. 6. 1	2570100459

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年 法律 第 7 号) 第 10 条 第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の
設立の認証の申請があったので、同条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 15 年 6 月 16 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 申請のあった年月日 平成 15 年 6 月 2 日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 市民がささえる市民活動ネットワーク滋賀
特定非営利活動法人の代表者の氏名 阿部 圭宏
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市中央一丁目 8 番 13 号
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、滋賀県及び関西地域における市民活動や NPO を支
援するとともに、行政・企業・NPO の協働のための諸事業を実施することにより、市民社会の実現を図り、もっ
て地域社会の公益に寄与することを目的とする。
- 関係書類の縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖南地域振興局総務振興部総務出納課 草津市草津三丁目 14 - 75

滋賀県甲賀地域振興局総務振興部総務出納課 甲賀郡水口町水口 6200

滋賀県東近江地域振興局総務振興部総務出納課 八日市市緑町 7 - 23

滋賀県湖東地域振興局総務振興部総務出納課 彦根市元町 4 - 1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部総務出納課 長浜市平方町 1152 - 2

滋賀県湖西地域振興局総務振興部総務出納課 高島郡今津町今津 1758

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 15 年 6 月 2 日から平成 15 年 8 月 4 日までの各縦覧場所における執務時間内

大気環境負荷低減計画の公表公告

次のとおり大気環境負荷低減計画の提出があったので、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例 (平成 12 年 滋賀県条例 第 18 号) 第 28 条の規定により公表する。

平成 15 年 6 月 16 日

滋賀県知事 國 松 善 次

氏名および住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	事業場の名称および所在地
洛東化成工業株式会社 代表取締役社長 浅田博史 大津市関津 4 - 5 - 1	洛東化成工業株式会社 大津市関津 4 - 5 - 1
比叡山延暦寺会館 館長 山本光賢 大津市坂本本町 4220	延暦寺会館 大津市坂本本町 4220
イオン株式会社 代表取締役社長 岡田元也 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 - 5 - 1	イオン株式会社ジャスコ西大津店 大津市皇子が丘 3 - 11 - 1
サンエス護謨工業株式会社 代表取締役 大橋正章 大阪府大阪市中央区森ノ宮 1 - 1 - 13	サンエス護謨工業 (株) 滋賀工場 甲賀郡水口町宇川 1307 - 7
日本観光開発株式会社 代表取締役 南 新一 草津市大路 3 - 5 - 64	甲賀カントリー倶楽部 甲賀郡甲西町三雲 3354
株式会社アルボース滋賀工場 工場長 剣宝正美 甲賀郡甲西町高松町 8 - 1	株式会社アルボース滋賀工場 甲賀郡甲西町高松町 8 - 1
富士電波工業株式会社 代表取締役 横畠洋志 大阪府大阪市淀川区新高 2 - 4 - 36	富士電波工業株式会社滋賀工場 甲賀郡甲西町大池町 8
財団法人青樹会八幡青樹会病院 理事長 畑下嘉之 近江八幡市鷹飼町 744	八幡青樹会病院昌潔会館 近江八幡市鷹飼町北 2 - 8 - 1

恵和株式会社 取締役社長 長村恵次 大阪府大阪市東淀川区上新庄 1 - 2 - 5	恵和株式会社滋賀工場 神崎郡五箇荘町川並 332
青木油脂工業株式会社 代表取締役 青木 裕 大阪府大阪市西淀川区大和田 1 - 3 - 51	青木油脂工業株式会社滋賀工場 蒲生郡日野町北脇日野第 2 工業団地 4 - 1
大東電材株式会社 取締役社長 土田久志 大阪府吹田市南吹田 5 - 39 - 25	大東電材株式会社彦根事業所 彦根市野口町 1

変更後の大気環境負荷低減計画の公表公告

次のとおり変更後の大気環境負荷低減計画の提出があったので、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例 (平成 12 年 滋賀県条例 第 18 号) 第 28 条の規定により公表する。

平成 15 年 6 月 16 日

滋賀県知事 國 松 善 次

氏名および住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	事業場の名称および所在地
グンゼ株式会社 代表取締役社長 小谷茂雄 京都府綾部市青野町膳所 1	グンゼ株式会社守山工場 守山市森川原町 163
株式会社麗光 代表取締役 吉村清作 京都府京都市右京区西京極豆田町 19	株式会社麗光栗東工場 栗東市高野 540

公募型指名競争入札公告

琵琶湖流域下水道事業に伴う工事請負契約について公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者から次により技術資料を募集する。

平成 15 年 6 月 16 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 工事概要等

(1) 工事名 平成 15 年度 第 1 号 琵琶湖流域下水道湖南中部甲西南幹線石部工区管渠工事

(2) 工事場所 栗東市伊勢落から甲賀郡石部町石部まで

(3) 工事概要

ア 路線延長 1,457.9 m

イ 工法 泥土圧シールド工法 L = 1,444.5 m (仕上内径 1,350 mm)

ウ 立坑 3 箇所 (発進立坑は既設である。)

エ 人孔 4 箇所

オ 土質 砂質土、礫質土および岩盤 (粘板岩およびチャート)

(4) 工期 本契約の成立後、工事着手の日から 805 日間

(5) 特殊条件

ア 栗東市道六地藏・伊勢落線から石部町道西線までおよび村井線に管渠を埋設する。

地下埋設物は、企業庁南部水道管、栗東市上水道管、石部町上水道管、NTT 地中ケーブルおよび電力線地中ケーブルがある。

イ 名神高速道路横断ボックスカルバートの下を通過する。

ウ JR 草津線 370 m 間で近接する。

エ 一級河川宮川の横断がある。

オ 管渠^{きよ}の土被りは、約 7.3 m ~ 9.8 m である。

2 入札参加希望者に関する事項 入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) であること。

(1) 共同企業体としての要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員は、2 者であること。

ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。

エ 1 構成員の出資比率は、30 % 以上あること。ただし、代表構成員にあっては他の構成員を上回ること。

(2) 共同企業体の各構成員が満たすべき要件

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

イ 平成 15 年度滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿の土木一式工事に登載されている者であること。

ウ 会社更生法 (平成 14 年 法律 第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法 (平成 11 年 法律 第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 技術資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、滋賀県建設工事等指名停止基準第 2 条 第 1 項に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 建設業法 (昭和 24 年 法律 第 100 号) 第 3 条 第 1 項の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。

カ この工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

キ 一級土木施工管理技士の資格を有する技術者または監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置できること。

(3) 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件

ア 経営事項審査結果通知書 (この公告の日において有効であり、かつ、最新のものに限る。) における土木一式工事に係る総合評点が、県内に主たる営業所を有する者にあつては 1,100 点以上、その他の者にあつては 1,200 点以上あること。

イ 地方公共団体または日本下水道事業団が発注し、平成 5 年度から平成 14 年度までの 10 年間に完成し、引渡し済みの仕上がり内径 1,350 mm 以上の泥土圧シールド工法による下水道管渠工事^{きよ} (以下「同種工事」という。) の元請け施工実績の路線延長の合計が、県内に主たる営業所を有する者にあつては 800 m 以上、その他の者にあつては 1 km 以上あること。

なお、共同企業体により受注した場合において、元請け施工実績に係る路線延長は当該共同企業体における出資比率により^{あん}按分して算出した延長とする。

ウ 次に掲げる要件を満たす現場代理人および主任技術者または監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(ア) 現場代理人にあつては、下水道管渠工事^{きよ}の現場代理人の経験を 1 年以上有すること。

(イ) 主任技術者にあつては a および b の要件を、監理技術者にあつては a から c までの要件をそれぞれ満たすこと。

a 一級土木施工管理技士の資格を有すること。

b 同種工事の従事経験を 1 年以上有すること。

c 監理技術者資格者証の交付を受けていること。

(4) 共同企業体の構成員 (代表構成員を除く。) は、平成 15 年度滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿の土木一式工事の一号に登載されている者であること。

3 技術資料作成要領の交付の期間、場所等

(1) 期間 平成 15 年 6 月 16 日 (月) から平成 15 年 6 月 26 日 (木) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 9 時から

午後 4 時まで

- (2) 場所 滋賀県琵琶湖環境部下水道計画課管理調整担当 大津市京町四丁目 1 - 1 電話 077 - 528 - 4211
- (3) その他 技術資料作成要領は、無料とする。

4 技術資料の作成および提出

- (1) 技術資料は、技術資料作成要領に示す様式、留意事項等に基づき作成するものとする。
- (2) 技術資料は、次の受付期間に 3 (2) に示す場所に持参するものとし、他の方法による提出は、受け付けない。
- 受付期間 平成 15 年 6 月 17 日 (火) から平成 15 年 6 月 26 日 (木) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

5 技術資料の審査に関する事項 技術資料審査における評価項目および選定の着目点は、次のとおりとする。

- (1) 施工実績 同種工事の元請施工実績
- (2) 技術者等の評価
- ア 配置予定現場代理人の経験
- イ 配置予定技術者の資格および同種工事の経験

正 誤

ページ	行	誤	正
平成 15 年 5 月 16 日付け号外 平成 15 年度滋賀県薬剤師採用選考第 1 次考查実施公告中			
3	8	昭和 59 年	昭和 50 年

